

証券コード 3646
(発信日) 2024年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目4番地

株 式 会 社 駅 探

代 表 取 締 役 社 長
C E O 兼 C O O
金 田 直 之

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。また、電子提供措置事項については、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

当日出席されない場合は、後記しております議決権行使方法のご案内に従い、書面またはインターネットによる議決権行使をしていただきますよう、お願いいたします。

当社ウェブサイト

<https://ekitan.co.jp/ir/>

上記のウェブサイトにて「第22回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにて「銘柄名(会社名)」に「駅探」または「コード」に当社証券コード「3646」を入力・検索、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、ご覧ください。



電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求された株主様にお送りする書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は記載しておりません。なお、当該書面は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）13時
※12時30分より受付開始いたします。
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階
コモレ四谷タワーコンファレンス
※資源節約のため、会場での印刷資料配付は行いません。
必要に応じて「招集ご通知」を各自持参ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第22期（自2023年4月1日至2024年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（自2023年4月1日至2024年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

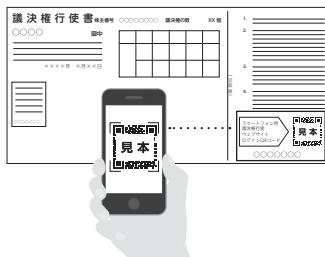
以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

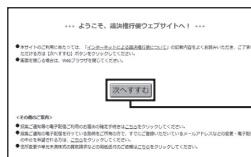
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

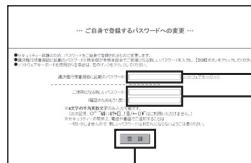
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、適切な利益還元策を柔軟に実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円00銭

配当金総額：67,791,626円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、過半数の社外取締役によるコーポレートガバナンス強化を図るため、1名減員し、取締役5名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>かね だ なお ゆき 金田 直之 (1962年7月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>2000年7月 (株)アジアネット 代表取締役 2001年6月 (株)東芝 入社 2001年11月 (株)ニューズウォッチ 代表取締役社長（(株)東芝より 出向、後転籍） 2011年10月 (株)ザクラ（現東京カレンダー(株)） 代表取締役社長 2014年4月 (株)CEホールディングス入社 2017年9月 (株)CEホールディングス 執行役員事業戦略担当 2017年9月 (株)Mocokusuku 代表取締役社長 2018年12月 (株)CEホールディングス 取締役 2020年6月 当社 代表取締役社長 2023年6月 当社 代表取締役社長 CEO兼COO（現任） 2023年10月 (株)Mocokusuku 取締役副社長（現任）</p>	31,144株
<p>（取締役候補者とした理由） 金田直之氏は、豊富な経験と実績に基づき、当社グループの経営責任者として経営及び事業基盤の強化を行うとともに、中期戦略の策定及び推進並びに新規事業の牽引を行っております。引き続き取締役として経営全般の重要事項について、意思決定を果たすと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	小嶋勝也 <small>こじま かつや</small> (1979年5月16日生) 再任	2003年4月 アイエックス・ナレッジ㈱入社 2014年4月 同社 経理部 担当部長 2017年4月 同社 経営管理部 経企・経理・IRグループ マネージャー 2017年9月 スキルアップ・ビデオテクノロジーズ (現㈱PLAY) 入社 2018年1月 同社 経理総務グループ長 2018年9月 同社 経営企画室 室長 2019年7月 ㈱welby入社 経理財務グループ マネージャー 2019年11月 ㈱10ANTZ入社 管理グループ シニアマネージャー 2020年1月 同社 管理本部ゼネラルマネージャー 2020年12月 当社 入社 2021年5月 当社 経営戦略室長 兼 管理本部財務経理部長 2022年6月 当社 取締役 2023年6月 当社 取締役 CFO 管理本部長 (現任)	11,318株
(取締役候補者とした理由) 小嶋勝也氏は、財務経理に関する長年の経験を持つほか、当社経営戦略室長として当社グループの中期戦略の策定及び実行において深く貢献しております。その知見及び経験を活かし、引き続き取締役としてグループ経営全般の重要事項について意思決定を果たすと考え取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	もり た たか し 森田 幸史 (1956年9月30日生) 再任	1980年4月 日本電気(株) 入社 2007年4月 同社 NTTドコモサービス事業部営業統括部長 2010年4月 同社 NTTドコモサービス事業部事業部長 2015年4月 同社 NTTドコモ営業事業部エグゼクティブ エキスパート 2016年10月 (株)オーネスト 顧問 2017年4月 (株)プロフェッショナル・ネットワークス顧問(現任) 2020年6月 当社 社外取締役 (現任)	1,835株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 森田幸史氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたりITソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験及び見識により監督機能を果たすことができる人物であります。上記の経験、見識から当社の事業戦略や事業展開、取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。		
4	まつ だて わたる 松 舘 渉 (1972年7月25日生) 再任	1996年4月 (株)サンユテクノス 入社 2004年12月 (株)アットウェア設立 取締役 (現任) 2016年7月 (株)未来シェア 代表取締役 (現任) 2017年6月 (株)函館ラボラトリ 代表取締役 (現任) 2020年6月 当社 社外取締役 (現任)	1,835株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 松舘渉氏は、(株)アットウェア取締役、(株)未来シェア代表取締役を務めており、特にMaaS領域における深い経験、知見を有しております。その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社の事業戦略や、事業展開、取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ののむら まさ ひと 野々村 正 仁 (1965年3月22日生) 再任	1987年4月 (株)リクルート 入社 1998年1月 ヤフー(株) 入社 2003年4月 (株)パソナ 入社 2003年6月 同社 執行役員 2005年6月 (株)アイテック 取締役 2006年6月 同社 代表取締役社長 2007年11月 トランスコスモス(株) 執行役員 エンタープライズ 第三営業本部長 2009年4月 同社 執行役員 産業・情報営業本部長 2012年1月 グーグル(株) 第一広告営業本部長 2014年5月 (株)アスコエパートナーズ 取締役 営業本部長 2015年6月 公益財団法人しまねソフト研究開発センター (現任) 2016年5月 (株)中海テレビ放送 放送事業本部長 2021年5月 エカイブ・エージェント(株) 取締役副社長 (現任) 2023年6月 当社 社外取締役 (現任) 2023年6月 (株)さんれいフーズ 社外監査役 (現任)	-
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 野々村正仁氏は、マーケティング分野における長い経験と知見を持ち、また、地域活性化や地域ビジネスに関する知見を有しております。その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社の事業戦略や、事業展開、取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。			

- (注) 1.金田直之氏及び小嶋勝也氏の当社における地位、担当の状況は事業報告の「4.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
- 2.金田直之氏は、当社完全子会社である(株)ラテラ・インターナショナル、(株)サークア、プラウドエンジン(株)及び(株)駅探において代表取締役を兼任しております。
- 3.金田直之氏は(株)Mocosuku取締役副社長であります。当社と同社の間にはWEBサイトの企画制作等の取引関係があります。松舘渉氏は(株)未来シェア代表取締役であります。当社と同社の間でデマンド配車予約サービスの提供における取引があります。その他候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
- 4.森田幸史氏、松舘渉氏及び野々村正仁氏は、社外取締役候補者であります。森田幸史氏、松舘渉氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。野々村正仁氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお当社は森田幸史氏、松舘渉氏及び野々村正仁氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、3氏が選任された場合それぞれ独立役員として届け出る予定であります。
- 5.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。森田幸史氏、松舘渉氏及び野々村正仁氏が社外取締役に再任した場合、当該契約を継続する予定であります。

- 6.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認され取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 7.各候補者が所有する株式の数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数及び当社役員持株会名義で所有する持分株数を合算して記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小椋明子氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として、監査役1名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
いま い み ほ 今井美甫 (1983年4月7日生) 新任	2008年4月 ㈱三菱UFJ銀行入社 2011年4月 ㈱インテリジェンス入社 2017年2月 EY新日本有限責任監査法人入社 2022年6月 今井美甫公認会計士・税理士事務所 代表（現任） 2023年1月 ㈱マイアカ 代表取締役（現任） 2023年2月 ひろさき I ㈱ 監査役（現任）	—
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>今井美甫氏は、公認会計士及び税理士として企業会計及び税務に関する深い見識を持つほか、経営コンサルタントとして様々な企業の経営課題解決の経験がございます。その知見を生かし、当社の監査を通じ当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、社外監査役候補としております。</p>		

- (注) 1.今井美甫氏は、新任の社外監査役候補者であります。
- 2.今井美甫氏と当社の間には特別の利害関係はありません。当社は、今井美甫氏が選任された場合、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
- 3.今井美甫氏は、監査役小椋明子氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより小椋明子氏の任期が満了する2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。
- 4.当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。今井美甫氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今井美甫氏の選任が承認され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
<p>かす や なお と 粕谷直人 (1971年1月5日生)</p>	<p>1997年9月 稲村会計事務所(現アクタス税理士法人)入所 アクタスマネジメントサービス(株)入社 1999年9月 税理士登録 2000年12月 アクタスマネジメントサービス(株)取締役 2002年4月 A S G税理士法人(現アクタス税理士法人)社員 2003年9月 同法人代表社員(現任) 2008年10月 登録政治資金監査人 2010年3月 アクタスITソリューションズ(株)取締役(現任) 2012年3月 (株)イーグルスミコーポレーション(現(株)エストケム) 社外取締役(現任) 2016年2月 行政書士登録 2020年1月 アクタスHRコンサルティング(株)監査役 2021年3月 アクタスHRコンサルティング(株)取締役(現任) 2024年5月 アクタスマネジメントサービス(株)代表取締役(現任)</p>	<p>—</p>
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由) 粕谷直人氏は、税理士登録の後、直接会社の経営に関与され、また社外取締役の経験など豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1.粕谷直人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.粕谷直人氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。粕谷直人氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、改正会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、粕谷直人氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者になります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行するなど、感染拡大防止のための行動制限緩和によって経済社会活動の正常化が進展したものの、不安定な国際情勢の中、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、円安を背景とした物価上昇など、経済動向は引き続き先行き不透明な状況にあります。

このような状況の中、当連結会計年度においては、当社グループの柱であります乗換案内サービスのコモディティ化等の市場環境の影響による有料会員の減少傾向に伴い、当サービスにおける収益は継続的に減少しており、新たな柱となる事業創出、ポートフォリオ強化が急務となっております。その一環として、2022年11月にプラウドエンジン株式会社、2023年4月に株式会社駅探I&Iを連結子会社にしたことにより、売上高は大幅に増加しました。

一方、利益面では、第2四半期連結累計期間までは、有料会員サービス収益の減少、株式会社サークアの取り巻く環境の厳しさが増したことが影響し、低調な業績となりました。しかし、第3四半期連結会計期間において、株式会社サークアにおける体制見直しや経費圧縮によるコスト削減の実施、また、新たなジャンルの商材による収益貢献もあり、株式会社サークア単体における業績は黒字化を実現いたしました。更に、チケットレス出張手配サービス「BTOnline」の改修作業の収束、のれん等の無形固定資産の減損による減価償却費の圧縮があり、第3四半期連結会計期間以降におけるグループ全体の営業利益は97,741千円、経常利益は99,034千円と大幅に改善しております。

親会社株主に帰属する当期純利益については、当連結会計年度において、乗換案内サービス、株式会社サークア及び新規サービスであります「駅探PICKS」の将来キャッシュ・フローの見積りを行った結果、のれん等の無形固定資産の回収は困難であると判断し、855,627千円の減損損失を特別損失に計上したため、大幅な赤字計上となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,038,300千円（前期比26.0%増）、EBITDAは184,667千円（前期比37.8%減）、営業利益は23,623千円（前期比77.5%減）、経常利益は27,457千円（前期比73.7%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は736,292千円（前期は89,827千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

<セグメントごとの経営成績>

①モビリティサポート事業

当連結会計年度における当セグメント利益は、乗換案内サービスのコモディティ化による継続的な有料会員の減少に伴い、減益となりました。

当連結会計年度では、前述した継続的な有料会員の減少に加え、前連結会計年度で対応しておりましたチケットレス出張手配サービス「BTOnline」の改修作業の追加コストが生じたため、減収減益となりました。

この結果、売上高は1,485,549千円（前期比6.9%減）、EBITDAは380,042千円（前期比26.3%減）、セグメント利益は323,554千円（前期比29.3%減）となりました。

②広告配信プラットフォーム事業

当連結会計年度では、前第3四半期連結会計期間からプラウドエンジン株式会社を当セグメントに追加した一方で、株式会社サークアにおける薬機法改正等の環境変化の影響が大きく、セグメントとしては減収となりました。利益面では、第3四半期連結会計期間において、株式会社サークアによるコスト削減や新ジャンル商材投入による黒字化による収益貢献もありましたが、のれん等の償却費をカバーするまでには至らず、セグメント損失となりました。

この結果、売上高は1,486,001千円（前期比7.7%減）、EBITDAは22,530千円（前期比66.3%減）、セグメント損失は55,545千円（前期は61,499千円のセグメント損失）となりました。

③M&A・インキュベーション事業

当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高1,071,286千円、EBITDA73,951千円、セグメント利益51,998千円となりました。なお、当セグメントは、2023年4月25日付で株式会社駅探I&Iを設立したことに伴い、新たに追加したものであり、比較すべき前連結会計年度の金額が存在しないため、当連結会計年度に発生した金額のみ記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、120,433千円であります。

その主なものは、サービス利用目的ソフトウェアの開発費用89,651千円、サーバーの増強等22,515千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として60,000千円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社子会社の株式会社駅探I&IIは、2023年4月28日付で株式会社アイティエルホールディングスより、グロースアンドコミュニケーションズ株式会社、株式会社サイバネット及び株式会社アイティジェイの全株式を取得いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループの柱である乗換案内等の有料会員サービスの収益はコモディティ化等の市場環境の影響による有料会員の減少傾向に伴い継続的に減少しており、当社グループは新たな柱となる事業創出、事業ポートフォリオ強化が急務となっております。それに対応し更なる成長を遂げるため、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 地域マーケティングプラットフォーム（RMP）構想の実現

当社事業資産である乗換案内メディア及びその基盤となる技術や顧客資産を活用したRMP構想具体化による新たな収益源創出に取り組んでおります。地域コンテンツと移動サポートコンテンツを追加・強化しうる駅探メディアのRMP化や、自治体や地域事業者を主なターゲットとして法人向けのRMPソリューション提供等の取り組みを行ってまいります。

② M&A・各種提携による事業ポートフォリオ強化

RMP構想実現のための技術・人材リソースの獲得、RMP収益の拡大及びグループとしての安定収益確保の観点から、M&A、各種提携の更なる推進を行い、事業ポートフォリオの強化を行ってまいります。

③ 人材の確保と育成

RMP構想を実現し、中期経営計画を達成するために、豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を行うとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための育成施策の実施、評価制度の改善を通じ、社員の総合的な能力を高めてまいります。あわせて、テレワークの環境整備や各種制度の改善により、社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

④ グループガバナンス体制の強化

当社グループの業容拡大に伴う業務の増大に対応して、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (2021年3月期)	第20期 (2022年3月期)	第21期 (2023年3月期)	第22期(当期) (2024年3月期)
売上高 (千円)	1,947,769	2,891,166	3,206,085	4,038,300
経常利益 (千円)	206,895	140,911	104,496	27,457
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) 又は純損失 (△)	124,303	80,206	89,827	△736,292
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	22.56	14.56	17.04	△152.02
総資産 (千円)	3,280,185	3,541,506	3,152,947	2,735,168
純資産 (千円)	2,835,868	2,838,940	2,487,974	1,700,038
1株当たり純資産 (円)	514.71	515.26	513.25	351.08

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (2021年3月期)	第20期 (2022年3月期)	第21期 (2023年3月期)	第22期(当期) (2024年3月期)
売上高 (千円)	1,892,201	1,618,158	1,561,102	1,408,508
経常利益 (千円) 又は経常損失 (△)	285,823	247,480	135,002	△14,598
当期純利益 (千円) 又は純損失 (△)	181,976	152,491	120,376	△946,401
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	33.03	27.68	22.83	△195.40
総資産 (千円)	3,223,318	3,298,809	2,896,676	1,856,855
純資産 (千円)	2,869,209	2,944,565	2,624,148	1,622,021
1株当たり純資産 (円)	520.76	534.43	541.34	334.97

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ラテラ・インターナショナル	80,000千円	100.00%	旅行ガイドブック制作 旅行関連プロモーション
株式会社サークア	30,000千円	100.00%	アドネットワークサービス
プラウドエンジン株式会社	40,100千円	100.00%	インターネット広告代理
株式会社駅探I&I	10,000千円	100.00%	グループ会社への出資 グループ会社管理
グロースアンドコミュニケーションズ株式会社	20,000千円	100.00%	システム受託開発・運用 システムエンジニアリング 労働者派遣
株式会社サイバネット	27,000千円	100.00%	システム受託開発・運用 労働者派遣、SES ITスクール運営
株式会社アイティジェイ	9,000千円	100.00%	システム受託開発・運用 ソフトウェアパッケージの 企画、開発、販売 労働者派遣

当社は、2023年4月25日付で子会社である株式会社駅探I&Iを設立し、株式会社駅探I&Iは、2023年4月28日付で株式会社アイティエルホールディングスより、グロースアンドコミュニケーションズ株式会社、株式会社サイバネット及び株式会社アイティジェイの全株式を取得いたしました。

グロースアンドコミュニケーションズ株式会社、株式会社サイバネット、株式会社アイティジェイに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社駅探I&Iを通じての間接所有分です。

(11) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
モビリティサポート事業	乗換案内サービスの課金及び広告収益 乗換、旅行、MaaS関連サービスの法人、地方自治体向け提供 旅行ガイドブック制作、旅行関連プロモーション 等
広告配信プラットフォーム事業	アドネットワークサービスの提供 インターネット媒体の広告代理 等
M&A・インキュベーション事業	駅探I&Iにおける投資及びその子会社によるシステム関連（開発保守、SES等）事業 等

(12) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

①当社

本社	東京都千代田区
----	---------

②グループ会社

株式会社ラテラ・インターナショナル	東京都千代田区
株式会社サークア	東京都千代田区
プラウドエンジン株式会社	東京都千代田区
株式会社駅探I&I	東京都千代田区
グロースアンドコミュニケーションズ株式会社	東京都台東区
株式会社サイバネット	東京都目黒区
株式会社アイティジェイ	東京都台東区

(13) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
モビリティサポート事業	42 (10) 名	7名増 (4名減)
広告配信プラットフォーム事業	32 (-)	1名減 (-)
M&A・インキュベーション事業	91 (10)	91名増 (10名増)
全社 (共通)	38 (11)	1名増 (2名増)
合計	203 (31)	98名増 (8名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、当社のエンジン&インフラ事業部及び管理本部の従業員であります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて98名増加しておりますが、その主な理由は、2023年4月28日付でグロースアンドコミュニケーションズ株式会社、株式会社サイバネット及び株式会社アイティジェイを連結子会社化したためであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78 (21) 名	8名増 (2名減)	41.8歳	6.8年

- (注) 従業員数は就業員数であり、子会社からの出向者を含んでおります。臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
朝日信用金庫	149,716千円
三井住友銀行	90,840千円
きらぼし銀行	86,199千円
芝信用金庫	20,000千円
三菱UFJ銀行	11,436千円
常陽銀行	9,750千円

- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,635,200株
- (2) 発行済株式の総数 4,842,259株（自己株式1,176,541株を除く）
- (3) 株主数 3,817名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株式会社Bold Investment	1,700,000	35.11%
渡辺 佳昭	163,000	3.37%
株式会社SBI証券	88,310	1.82%
一般社団法人VIP	75,000	1.55%
柿沼 佑一	75,000	1.55%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	70,800	1.46%
金室 貴久	70,100	1.45%
吉村 祥郎	70,000	1.45%
岡田 加代子	52,500	1.08%
松井 榮藏	50,000	1.03%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,176,541株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

なお、当社の株式報酬の内容につきましては事業報告「4. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2024年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	金 田 直 之	CEO兼COO RMP事業本部長 (株)ラテラ・インターナショナル 代表取締役 (株)サークア 代表取締役社長 プラウドエンジン(株) 代表取締役社長 (株)駅探I&I 代表取締役社長 (株)Mocosuku 取締役副社長
取 締 役	小 嶋 勝 也	CFO 管理本部長
取 締 役	佐 々 井 文 吉	グロースアンドコミュニケーションズ(株) 代表取締役
取 締 役	森 田 幸 史	(株)プロフェッショナル・ネットワークス 顧問
取 締 役	松 舘 涉	(株)アットウェア 取締役 (株)未来シェア 代表取締役 (株)函館ラボラトリ 代表取締役
取 締 役	野 々 村 正 仁	エカイブ・エージェント(株) 取締役副社長 (株)さんれいフーズ 社外監査役
常 勤 監 査 役	竹 谷 敬 治	(株)トプコン 社外監査役
監 査 役	宗 宮 英 恵	弁護士 のぞみ総合法律事務所 テンアライド(株) 社外取締役
監 査 役	小 椋 明 子	公認会計士 Unipos(株) 社外監査役 (株)アドベンチャー 社外監査役

- (注) 1. 取締役森田幸史氏、松舘涉氏及び野々村正仁氏は社外取締役であります。
 2. 監査役竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び小椋明子氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役森田幸史氏、松舘涉氏及び野々村正仁氏並びに監査役竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び小椋明子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役竹谷敬治氏は、他社における長年の経営管理業務の経験及び監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役小椋明子氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合は法令が定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額（千円）			対象人数（名）
	基本報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	51,405 (6,600)	－ (－)	4,892 (－)	9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,020 (13,020)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	64,425 (19,620)	－ (－)	4,892 (－)	12 (6)

(注) 1. 上表には2023年6月27日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記の譲渡制限付株式報酬の総額は取締役（社外取締役を除く）5名に係る費用計上額であります。

②非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等には業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬が含まれております。当社は2022年8月15日付で、取締役（社外取締役を除く）5名に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式50,400株を交付しており、当事業年度において、当社は取締役（社外取締役を除く）5名（第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含む）に対する当該譲渡制限付株式報酬に係る費用を計上しております。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額120百万円以内、株式数の上限を年120千株以内、業績連動型株式報酬として年額40百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬等は、基本報酬（固定報酬および評価報酬）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(1)報酬の種類

1-1. 基本報酬(金銭報酬)のうち固定報酬に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

1-2. 基本報酬(金銭報酬)のうち評価報酬に係る指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

評価報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため会社業績指標(KPI) および個人業績を反映した金銭報酬とする。各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を評価報酬として月例の固定報酬と合わせて支給する。

2. 株式報酬に係る業績指標の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、当社の中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした報酬と、短期的な事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを与えることを目的とした2種類の報酬で構成されるものとする。それぞれの報酬の対象期間と後者の業績指標については、経営戦略等を考慮し決定するものとする。

(2)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額における基本報酬と株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を考慮したうえで、代表取締役社長が決定する。

(3)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容については、当社が任意に設置する指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および事業貢献度を踏まえた業績連動報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督を行うものとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門や業務内容について評価を行うには代表取締役が適していると判断しており、代表取締役社長CEO兼COO金田直之に対し取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。また、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するために、指名・報酬諮問委員会を設置しており、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬についてその決定プロセスが取締役会で決議された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役森田幸史氏は、(株)プロフェッショナル・ネットワークス顧問であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役松舘渉氏は、(株)アットウェア取締役、(株)未来シェア代表取締役及び(株)函館ラボラトリー代表取締役であります。当社は、MaaSソリューションサービス提供の一環として、(株)未来シェアが提供するデマンド配車予約サービスを導入しております。その他の会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役野々村正仁氏は、エカイブ・エージェント(株)取締役副社長及び(株)さんれいフーズ社外監査役であります。当社と両社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役竹谷敬治氏は、(株)トプコン社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役宗宮英恵氏は、のぞみ総合法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。また、宗宮英恵氏はテナライド(株)社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役小椋明子氏は、Unipos(株)社外監査役及び(株)アドベンチャー社外監査役であります。当社と両社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 森田幸史	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。長年にわたるITソリューション事業の経験に基づき、専門的な立場から取締役会では積極的に意見を述べており、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスの妥当性について確認をしております。
社外取締役 松舘渉	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。現役経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にMaaS領域における事業展開について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスの妥当性について確認をしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 野々村 正 仁	2023年6月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。 マーケティング分野及び地域活性化に関する知見と経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社地域マーケティングプラットフォーム事業戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社サステナビリティ委員会委員として、中期成長視点での事業成長について助言いただいております。
社外監査役 竹 谷 敬 治	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 他社での監査役経験やこれまでの当社の監査役務から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員であり、当社の取締役選任及び報酬決定プロセスの妥当性について確認をしております。また、当社サステナビリティ委員会委員として、ガバナンス面等についての意見をいただいております。
社外監査役 宗 宮 英 恵	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地経験及び他社取締役経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 小 椋 明 子	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会17回のすべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地経験及び他社監査役経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、当社のコーポレートガバナンス、業務執行状況等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 30,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社及び連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているRSM汐留パートナーズ税理士法人に対して、公認会計士法第2条1項の業務以外の監査（非監査業務）として、税務書類の作成業務について、対価を3,360千円支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び従業員は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - c. コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - d. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務人事部を窓口として定め、適切に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。
 - b. リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行うものとする。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防

止する体制を整える。

- d. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - b. 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - c. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - b. 監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、取締役会、経営会議等に報告するものとする。
 - c. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b. 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を

与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - b. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - c. 監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b. 総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 当社会議体の開催状況

取締役会は、原則として月1回の定時取締役会と、随時招集される臨時取締役会を開催しております。当連結会計年度においては、定時、臨時あわせて18回の取締役会が開催され、経営及び事業の監督を行うとともに、経営方針、リスク状況等について協議しております。経営会議は原則として月1回開催され、事業運営や発生するリスク等について情報の共有及び協議を行っております。CR委員会は、原則として四半期に一回開催される他、重大なリスク等が発生した場合には随時開催されます。当連結会計年度においては5回開催され、当社グループ

の事業上及び統制上のリスクについて協議を行っております。

② グループ会社の業務適正性の確保状況

原則として月1回、子会社取締役会を開催し、子会社における業務執行状況を監督するとともに、重要な事項の決議を行っております。当社代表取締役を含む複数取締役が子会社取締役を兼務する他、当社役職員が子会社監査役を兼任することにより、子会社における業務適正性の確認を行っております。

③ 監査役による監査の状況

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画にもとづき、経営会議やCR委員会をはじめとする重要会議に陪席しております。社外取締役及び社外監査役が業務執行取締役から事業の内容及び状況についてヒアリングをする機会を随時設けております。取締役会と同日又は前日に監査役会を開催し、取締役会議案についての協議、常勤監査役による監査状況の報告および協議を行っております。

④ 内部監査の状況

内部監査室は、年間内部監査計画にもとづき内部監査を行い、その結果について代表取締役に報告するとともに、取締役会に対して活動状況の報告を行っております。また監査役、内部監査室長及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、三様監査の実効性を高めております。

⑤ 内部通報制度の運用状況

匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全社員に周知しております。

⑥ 反社会的勢力の排除の状況

新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、取引契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、適切な利益還元策を柔軟に実施することを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会ではありますが、中間配当に関しては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においては定時株主総会での承認を前提に1株当たり14円00銭を期末配当として実施いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,109,795	流 動 負 債	666,983
現金及び預金	1,368,889	買掛金	231,270
受取手形、売掛金及び契約資産	582,354	1年内返済予定の長期借入金	75,851
商 品	599	未払法人税等	18,623
仕 掛 品	16,573	賞与引当金	52,177
原材料及び貯蔵品	933	受注損失引当金	9,888
そ の 他	141,737	買付契約評価引当金	10,660
貸倒引当金	△1,292	そ の 他	268,511
固 定 資 産	625,373	固 定 負 債	368,147
有 形 固 定 資 産	72,241	長期借入金	292,090
建 物	32,885	資産除去債務	17,310
工具、器具及び備品	37,787	役員退職慰労引当金	20,510
そ の 他	1,568	退職給付に係る負債	26,926
無 形 固 定 資 産	327,001	繰延税金負債	9,309
ソフトウェア	49,303	そ の 他	2,000
顧客関係資産	26,625	負 債 合 計	1,035,130
の れ ん	131,911	純 資 産 の 部	
そ の 他	119,161	株 主 資 本	1,697,180
投資その他の資産	226,131	資 本 金	291,956
投資有価証券	42,470	資 本 剰 余 金	309,595
繰延税金資産	73,104	利 益 剰 余 金	1,693,919
そ の 他	111,989	自 己 株 式	△598,290
貸倒引当金	△1,433	その他の包括利益累計額	2,858
		その他有価証券評価差額金	2,858
資 産 合 計	2,735,168	純 資 産 合 計	1,700,038
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,735,168

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,038,300
売上原価	2,863,370
売上総利益	1,174,929
販売費及び一般管理費	1,151,306
営業利益	23,623
営業外収益	
受取利息	2,996
受取配当金	1,078
未払配当金除斥益	80
保険解約返戻金	963
利子補給金	684
その他	439
営業外費用	
支払利息	2,328
その他	81
経常利益	27,457
特別損失	
固定資産除却損	648
リース解約損	1,320
減損損	855,627
投資有価証券評価損	9,284
税金等調整前当期純損失	866,880
法人税、住民税及び事業税	25,647
法人税等調整額	△129,861
当期純損失	735,209
非支配株主に帰属する当期純利益	1,083
親会社株主に帰属する当期純損失	736,292

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額 合計	
2023年4月1日残高	291,956	293,531	2,498,077	△595,589	2,487,974	—	—	2,487,974
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△67,864		△67,864			△67,864
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△736,292		△736,292			△736,292
自己株式の取得		3,921		△3,921	—			—
自己株式の処分		△1,220		1,220	—			—
譲渡制限付株式報酬		12,138			12,138			12,138
連結子会社株式の取得 による持分の増減		1,224			1,224			1,224
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						2,858	2,858	2,858
当 期 変 動 額 合 計	—	16,063	△804,157	△2,700	△790,794	2,858	2,858	△787,936
2024年3月31日残高	291,956	309,595	1,693,919	△598,290	1,697,180	2,858	2,858	1,700,038

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	948,263	流 動 負 債	180,352
現金及び預金	675,975	買掛金	50,958
売掛金及び契約資産	201,666	未払金	30,550
仕掛品	16,431	未払費用	18,191
前払費用	22,281	未払法人税等	4,901
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,000	未払消費税等	15,939
その他	21,981	前受金	21,821
貸倒引当金	△73	預り金	13,396
固 定 資 産	908,592	前受収益	454
有 形 固 定 資 産	58,861	賞与引当金	14,250
建物	24,587	受注損失引当金	9,888
工具、器具及び備品	34,274	固 定 負 債	54,482
無 形 固 定 資 産	155,896	債務保証損失引当金	40,072
ソフトウェア	36,735	資産除去債務	14,410
ソフトウェア仮勘定	119,161	負 債 合 計	234,834
投資その他の資産	693,833	純 資 産 の 部	
関係会社株式	608,724	株 主 資 本	1,622,021
関係会社長期貸付金	60,000	資 本 金	291,956
差入保証金	37,519	資 本 剰 余 金	306,795
長期前払費用	447	資本準備金	291,956
繰延税金資産	37,142	その他資本剰余金	14,839
関係会社貸倒引当金	△50,000	利 益 剰 余 金	1,621,560
資 産 合 計	1,856,855	その他利益剰余金	1,621,560
		繰越利益剰余金	1,621,560
		自 己 株 式	△598,290
		純 資 産 合 計	1,622,021
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,856,855

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,408,508
売 上 原 価		885,836
売 上 総 利 益		522,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		562,612
営 業 損 失		39,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,643	
未 払 配 当 金 除 斥 益	80	
業 務 委 託 収 入	22,940	
そ の 他	677	25,342
経 常 損 失		14,598
特 別 利 益		
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	9,652	9,652
特 別 損 失		
減 損 損 失	172,539	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	783,710	956,249
税 引 前 当 期 純 損 失		961,195
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	530	
法 人 税 等 調 整 額	△15,324	△14,794
当 期 純 損 失		946,401

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式		株主資本計 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計 合			
2023年4月1日残高	291,956	291,956	-	291,956	2,635,826	2,635,826	△595,589	2,624,148	2,624,148
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△67,864	△67,864		△67,864	△67,864
当 期 純 損 失					△946,401	△946,401		△946,401	△946,401
自己株式の取得			3,921	3,921			△3,921	-	-
自己株式の処分			△1,220	△1,220			1,220	-	-
譲渡制限付株式報酬			12,138	12,138				12,138	12,138
当 期 変 動 額 合 計	-	-	14,839	14,839	△1,014,266	△1,014,266	△2,700	△1,002,127	△1,002,127
2024年3月31日残高	291,956	291,956	14,839	306,795	1,621,560	1,621,560	△598,290	1,622,021	1,622,021

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 駅探
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 田 格 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駅探の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 駅探
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 田 格 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駅探の2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社 駅探 監査役会

社外監査役(常勤) 竹谷敬治

社外監査役 宗宮英恵

社外監査役 小椋明子

以上

株主総会 会場ご案内図

会 場 コモレ四谷タワーコンファレンス
東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階



〈交通〉

J R 中央線・総武線 J R 四ツ谷駅 『四ツ谷口』より徒歩1分
南 北 線 東京メトロ 四ツ谷駅 『出口3』より徒歩1分
丸 ノ 内 線 東京メトロ 四ツ谷駅 『出口1』より徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。